

国民健康保険

国保への加入・脱退の手続きをお忘れなく

14日以内に

春は、引っ越しや就職のシーズンです。

他の市区町村への転入や転出、職場の健康保険に入ったとき、やめたときなどは、お住まいの市区町村の窓口で国保の加入や脱退の手続きをしなければなりません。

これらの手続きは忘れず、早めに行いましょう。

なお、美郷町では、役場各庁舎の総合サービス課窓口で手続きしてください。

国保に加入するとき

こんなとき

- 他の市区町村から転入したとき 転出証明書
- 職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険をやめた証明書
- 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき 被扶養者でなくなった証明書
- 子どもが生まれたとき 保険証、母子健康手帳
- 生活保護を受けなくなったとき 保護廃止決定通知書
- 外国人が加入するとき 外国人登録証明書
- 修学のため他の市区町村に住むとき 保険証、在学証明書

届出に必要なもの

※家族で国保に加入している場合は、国保の保険証が必要です。

加入の届け出が遅れると

加入資格が発生した時点(届け出日ではない)までさかのぼって保険料(税)を納めなければならなくなります。また、その間は保険証がないため医療費は全額自己負担となります。

国保をやめるとき

こんなとき

- 他の市区町村に転出するとき 保険証
- 職場の健康保険に入ったとき 国保の保険証、職場の保険証
- 職場の健康保険の被扶養者になったとき 国保の保険証、職場の保険証
- 国保の被保険者が死亡したとき 保険証
- 生活保護を受けることになったとき 保険証、保護開始決定通知書
- 外国人がやめるとき 保険証、外国人登録証明書

届出に必要なもの

やめる届け出が遅れると

保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けてしまう方がいます。この場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくこととなります。

※いずれの場合も届け出するときは印かんが必要です。



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-1111(内線2144)

建設課

町営住宅の入居者を募集します

募集する住宅●

住宅名	階数	数	居室数	所在地
小安門住宅	1階	1戸(3DK)	6畳×3	美郷町六郷字小安門160

家賃●15,400円~25,500円(入居者の収入によって決定します)

敷金●家賃の3カ月分

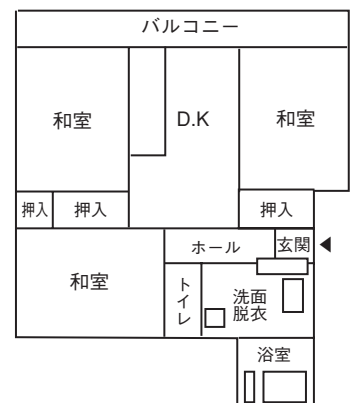
入居資格●

- ・住宅に困窮していることが明らかな方。
- ・同居する親族がいる方。(入居から3カ月以内に婚姻する方も可能です)
- ・国税、地方税、公共料金等を滞納していない方。
- ・入居者全員の15年所得の合計額から、申込者以外の人数×38万円を控除し12で割った額が20万円以下の方。
- ・美郷町外の方も入居できます。

申し込み方法●建設課、役場各庁舎の総合サービス課にある入居申請書に記入し、必要書類を添付して建設課(仙南庁舎2階)に提出してください。

入居時期●平成17年4月下旬

申し込みの受付締め切り●4月20日(水)



役場(仙南庁舎)建設課 管理班 ☎84-1111(内線3222、3223)

年金

平成17年4月から「特別障害給付金制度」が始まりました

国民年金への加入が任意だったために、当時未加入だった方々が障害を負っても障害年金を受け取れない「無年金の障害者」の方に対し、福祉的措置として【障害特別給付金制度】が創設されました。

対象となる方々

- ①昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者だった、被用者年金(厚生年金・共済組合等)加入者の配偶者
 - ②平成3年3月以前に、国民年金任意加入対象者だった学生
- ※上記の①②の期間内に障害を負ったケガや病気の初診日があり、現在障害年金の1級または2級の障害に該当する方で65歳未満の方が対象となります。

支給額

- ・障害基礎年金1級に該当する方・・・月額5万円
- ・障害基礎年金2級に該当する方・・・月額4万円

注意点

- ・障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。
- ・支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- ・本人の所得によっては、支給が制限される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給相当額は支給されません。
- ・支給の開始は、請求した日の属する月の翌月分(4月中に請求すると5月分)からです。必要書類がすべてそろわない場合でも、お早めに役場戸籍年金班までご連絡ください。
- ・障害認定についてはその性質上、非常に時間を要する場合があります。支給の決定までは数カ月かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

年金制度改正についての詳しい内容は、社会保険庁ホームページにも掲載されています。ぜひご覧ください。

社会保険庁のホームページ
<http://www.sia.go.jp/>



大曲社会保険事務所 総合相談室
 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班

☎0187-63-2299
 ☎84-1111(内線2146)

税 務 課

平成17年度の町税の納期限(口座振替日)は次のとおりです

区分	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
町 県 民 税			1期・前納		2期		3期		4期	
固 定 資 産 税		1期・前納		2期		3期		4期		
軽 自 動 車 税		全期								
国民健康保険税				1期・前納	2期	3期	4期	5期	6期	7期

(納期限は各納期の月末)

税金は納期限内に納めましょう！

- ※納期限を確認し、納め忘れや口座振替不能とならないように気をつけましょう。
- ※納期の過ぎた税金を納めるときには、督促手数料や延滞金を納めていただくことになります。
- ※口座振替(口座引落)ご利用の方は、納期限前に預貯金残高を確認してくださるようお願いいたします。



役場(千畑庁舎)税務課 納税班 ☎84-1111(内線2107)

教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課

六郷幼稚園・保育園の臨時職員を募集します

- 職 種 等 ●①臨時用務員兼通園バス運転手(大型免許を有する者)
 ●②臨時保育士・教諭(保育士又は幼稚園教諭免許状を有する者)
- 募 集 人 員 ●臨時用務員兼通園バス運転手 1名
 臨時保育士・教諭 2名
- 雇 用 期 間 ●平成17年4月22日から平成18年3月31日まで
- 勤 務 日 数 等 ●週5日、1日8時間
- 募 集 期 限 ●4月18日(月)
- そ の 他 ●申し込み、問い合わせ等については、すべてハローワーク大曲を通じて行ってください。



ハローワーク大曲 ☎0187-63-0335